

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

議案 番号	施設名	現在の管理運営主体	募集 方法	指定管理者の候補	指定 期間	所管課	頁
70	滋賀県立栗東体育館	公益財団法人滋賀県体育協会	非公募	公益財団法人滋賀県体育協会	1年間	スポーツ健康課	3
71	滋賀県立虎御前山教育キャンプ場	長浜市	非公募	長浜市	1年間	スポーツ健康課	9
72	滋賀県立伊吹運動場	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団	非公募	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団	1年間	スポーツ健康課	13

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ健康課)

1	施設名	滋賀県立栗東体育館																																					
2	施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 5,581.00㎡ ・建築面積 2,919.77㎡ 延床面積 3,201.18㎡、鉄筋コンクリート2階建 施設の内容 <ul style="list-style-type: none"> アリーナ 1,648.40㎡、観客席150席、トレーニング室 90㎡、会議室、駐車場(約30台) 																																					
3	募集概要	非公募																																					
	申請要項配布期間	平成24年10月26日(金)																																					
	申請書提出期限	平成24年11月26日(月)																																					
	募集内容	指定期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日(1年間)																																				
	管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 アリーナ、トレーニング室、会議室その他の施設および設備器具の提供 2 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 3 その他栗東体育館の設置の目的を達成するために必要な業務 																																					
	管理料参考額	35,426,000円(消費税および地方消費税含む)																																					
4	申請者	公益財団法人滋賀県体育協会(大津市御陵町4番1号)																																					
5	審査の概要および結果	審査方式	教育委員会事務局スポーツ健康課指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。																																				
		選定委員会委員(50音順、敬称略)(※は委員長)	神田 照美(東近江市スポーツ推進委員) 木村孝一郎(滋賀県教育委員会事務局教育総務課長) 豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学教授) 藤 崇之(公認会計士) ※安田 全男(滋賀県教育委員会事務局教育次長)																																				
		選定基準	別紙のとおり																																				
		審査経過	第1回選定委員会(平成24年10月19日開催) 申請要項の決定および選定基準の決定 第2回選定委員会(平成24年12月10日開催) 申請書類の審査、採点を行い、採点結果を基に指定管理者の候補者を選定																																				
6	審査結果	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県体育協会																																				
		評価結果および選定理由	○選定基準に基づく採点結果 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>評価結果</th> <th>選定基準(1)</th> <th>選定基準(2)</th> <th>選定基準(3)</th> <th>選定基準(4)</th> <th>選定基準(5)</th> <th>選定基準(6)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>26.4/30</td> <td>55.6/65</td> <td>38.0/50</td> <td>90.0/110</td> <td>21.6/30</td> <td>11.2/15</td> <td>242.8/300</td> </tr> </tbody> </table> ※点数は各委員の平均値(300点満点) ○各委員の採点結果 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県体育協会</td> <td>290</td> <td>216</td> <td>246</td> <td>250</td> <td>212</td> <td>1,214</td> <td>242.8</td> </tr> </tbody> </table>						評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	選定基準(6)	合計		26.4/30	55.6/65	38.0/50	90.0/110	21.6/30	11.2/15	242.8/300	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県体育協会	290	216	246	250	212	1,214
評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	選定基準(6)	合計																																
	26.4/30	55.6/65	38.0/50	90.0/110	21.6/30	11.2/15	242.8/300																																
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																
公益財団法人滋賀県体育協会	290	216	246	250	212	1,214	242.8																																

○提示額一覧表

申請者	提示額
公益財団法人 滋賀県体育協会	35,426,000円

【選定理由】

公益財団法人滋賀県体育協会は、平成6年度の栗東体育館の開設から今日まで、施設の管理運営の実績があり、県民の公平利用の確保に努めながら、個人利用サービス券の導入など利用者ニーズに対応し、サービスの向上に努めている。

また、体操教室の開催や生涯スポーツの推進、競技スポーツ・学校スポーツの支援などの自主事業にも力を入れている。

経費面では、事務局本部との一体管理等による管理経費の効率的な執行を図ることで、サービスの向上と財政負担の軽減を実現することとし、管理料の提示額は、35,426,000円となっている。

上記の結果、公益財団法人滋賀県体育協会を指定管理者の候補者として選定した。

選定基準、審査項目および審査内容

スポーツ健康課指定管理者選定委員会

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が 県民の公平な利用を 確保することができる ものであること。 (配点：30)	指定管理者 の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。
	管理運営の 基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。
	公平利用の 確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。
(2) 事業計画の内容が 施設の効用を最大限 に発揮させるもので あること。 (配点：65)	サービスの 向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。
	自主事業の 取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。
(3) 事業計画の内容が 施設の管理に係る経 費の縮減が図られる ものであること。 (配点：50)	施設の管理 運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。
(4) 事業計画に沿った 管理を安定して行う 能力を有すること。 (配点：110)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。）
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。
(5) 法令を遵守し、災害 その他緊急時の対応能 力を有すること。 (配点：30)	業務実績	体育施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。
	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む）
(6) その他の基準 (配点：15)	危機管理対 策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。
	利用者のト ラブル対応 と要望の把 握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。
	県内におけ る事業の展 開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。
	その他の取 り組み	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県体育協会	
代表者職・氏名	会長 河本 英典	
団体の所在地	滋賀県大津市御陵町4番1号 滋賀県立スポーツ会館内	
設立年月日	大正14年5月17日	
資本金	60,000千円（平成24年4月1日現在）	
従業者数	平成24年4月1日現在	86人
主たる業務内容	(1) 県民総スポーツの普及・振興に関すること (2) 競技力の向上に関すること (3) 国民体育大会等全国規模の各種スポーツ大会の選手・指導者等の選考および派遣に関すること (4) 社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会の提供に関すること (5) 各種スポーツ大会の開催に関すること (6) 地域スポーツクラブ等スポーツ組織の育成支援に関すること (7) スポーツ少年団の育成および青少年スポーツの振興に関すること (8) スポーツ指導者の育成及び活用に関すること (9) スポーツに係る障害予防・健康管理に関すること (10) スポーツ振興に関する各種表彰に関すること (11) スポーツに関する広報、情報の提供および調査研究に関すること (12) 加盟団体の組織の充実強化に関すること (13) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業に関すること (14) その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	平成18年度～平成20年度（第1期）指定管理者 平成21年度～平成25年度（第2期）指定管理者 滋賀県立彦根総合運動場 滋賀県立長浜ドーム 滋賀県立体育館（体協グループ） 滋賀県立武道館（体協グループ） 平成18年度～平成19年度（第1期）指定管理者 平成20年度～平成22年度（第2期）指定管理者	

	<p>平成23年度 (第3期) 指定管理者 平成24年度 (第4期) 指定管理者 滋賀県立栗東体育館 平成18年度～平成22年度 (第1期) 指定管理者 滋賀県立スポーツ会館 滋賀県立琵琶湖漕艇場 滋賀県立アイスアリーナ 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー 平成23年度～平成27年度 (第2期) 指定管理者 滋賀県スポーツ会館 ((公財)滋賀県体育協会・日本管財(株)グループ) 滋賀県立琵琶湖漕艇場 ((公財)滋賀県体育協会・瀬田町漁業協同組合コンソーシアム) 滋賀県立アイスアリーナ (SLグループ) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー (SSグループ)</p>
<p>特記事項</p>	<p>平成24年4月 公益財団法人滋賀県体育協会に認定</p>

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ健康課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平24年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立栗東体育館	公益財団法人 滋賀県体育協会	非公募	1	35,426	35,426	35,426	33,193	2,233	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確保や危機管理の徹底 個人利用サービス券の導入による料金割引 体操教室など自主事業の充実 生涯スポーツの推進、競技スポーツ、学校スポーツ支援事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局本部との一体的管理による経費縮減 施設の長寿命化対策やライフサイクルコストの縮減など、長期的視点からの維持管理 「エコアクション21」に基づく各種省資源、省エネルギー対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> みなさんの声BOXの設置 アンケート実施などによる定期的モニタリングと施設を利用しない方のニーズの把握 インターンシップの受入、美化活動への参加、エコキャップへの参加等

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ健康課)

1	施設名	滋賀県立虎御前山教育キャンプ場																																					
2	施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積1,498.45㎡ 木造5棟 ・ 施設の内容 宿泊室8室(各室約32㎡)、多目的室、集会室、ピロティー(屋根付き土間)、便所棟、炊事棟、テントサイト(6人用テント30張り) 																																					
3	募集方法	非公募																																					
	申請要項配布期間	平成24年10月26日(金)																																					
	申請書提出期限	平成24年11月26日(月)																																					
	募集概要	指定期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日(1年間)																																				
		管理業務内容	1. キャンプ施設、宿泊室、多目的室、集会室その他の施設および設備器具の提供 2. その他教育キャンプ場の設置の目的を達成するために必要な業務																																				
管理料参考額		5,000,000円(消費税および地方消費税含む)																																					
4	申請者	長浜市(長浜市高田町12番34号)																																					
5	審査方式	教育委員会事務局スポーツ健康課指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。																																					
	選定委員会委員(50音順、敬称略)(※は委員長)	神田 照美(東近江市スポーツ推進委員) 木村孝一郎(滋賀県教育委員会事務局教育総務課長) 豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学教授) 藤 崇之(公認会計士) ※安田 全男(滋賀県教育委員会事務局教育次長)																																					
	選定基準	別紙のとおり																																					
	審査経過	第1回選定委員会(平成24年10月19日開催) 申請要項の決定および選定基準の決定 第2回選定委員会(平成24年12月10日開催) 申請書類の審査、採点を行い、採点結果を基に指定管理者の候補者を選定																																					
審査結果	指定管理者の候補者	長浜市																																					
	評価結果および選定理由	○選定基準に基づく採点結果 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>評価結果</th> <th>選定基準(1)</th> <th>選定基準(2)</th> <th>選定基準(3)</th> <th>選定基準(4)</th> <th>選定基準(5)</th> <th>選定基準(6)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>26.4/30</td> <td>43.0/65</td> <td>40.0/50</td> <td>97.4/110</td> <td>24.6/30</td> <td>11.8/15</td> <td>243.2/300</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align:right;">※点数は各委員の平均値(300点満点)</p> ○各委員の採点結果 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市</td> <td>292</td> <td>225</td> <td>247</td> <td>219</td> <td>233</td> <td>1,216</td> <td>243.2</td> </tr> </tbody> </table>							評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	選定基準(6)	合計		26.4/30	43.0/65	40.0/50	97.4/110	24.6/30	11.8/15	243.2/300	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	長浜市	292	225	247	219	233	1,216
評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	選定基準(6)	合計																																
	26.4/30	43.0/65	40.0/50	97.4/110	24.6/30	11.8/15	243.2/300																																
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																
長浜市	292	225	247	219	233	1,216	243.2																																

○提示額一覧表

申請者	提示額
長浜市	5,000,000円

【選定理由】

県民の公平利用の確保に努めながら、利用者への利便性向上や安全確保に努めるなどサービス維持に努めている。

経費面では、管理経費の効率的な執行を図ることで、管理料の提示額は、5,000,000円となっている。

上記の結果、長浜市を指定管理者の候補者として選定した。

選定基準、審査項目および審査内容

スポーツ健康課指定管理者選定委員会

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点：30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (配点：65)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点：50)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点：110)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。）
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点：30)	業務実績	体育施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。
	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報管理や情報公開への対応なども含む）
(6) その他の基準 (配点：15)	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。
	利用者のトラブル対応と要望の把握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。
	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。
	その他の取り組み	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ健康課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平24年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立虎御前山教育キャンプ場	長浜市	非公募	1	5,000	3,995	3,995	3,947	48	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への公平、公正なサービスの提供と安心、安全で安定した管理運営の実施 利用目的、グループ人数、活動内容を把握した利用調整の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易な修繕等の直接実施による外部委託料の節減 長浜市所管のその他施設との消耗品等の一括購入による経費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> リピーター獲得のための既利用団体への働きかけの実施 長浜市の各種事業の中で施設を利用することの検討

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: スポーツ健康課)

1	施設名	滋賀県立伊吹運動場																																					
2	施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積10,130㎡ ・ 建築面積459.45㎡ 延床面積664.27㎡ 鉄筋コンクリート造 人工芝グラウンド6,970㎡、スタンド 施設の内容 本部室、多目的室、器具庫、更衣室、シャワー室 グラウンド11人制1面(6人制3面) 観客席(約500人) 																																					
募集概要	3 募集方法	非公募																																					
	申請要項配布期間	平成24年10月26日(金)																																					
	申請書提出期限	平成24年11月26日(月)																																					
	募集内容	指定期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日(1年間)																																				
		管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設および設備器具の提供 2 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 3 その他運動場の設置の目的を達成するために必要な業務 																																				
	管理料参考額	2,767,000円(消費税および地方消費税含む)																																					
4	申請者	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団(米原市春照77番地の2)																																					
審査の概要および結果	5 審査方式	教育委員会事務局スポーツ健康課指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。																																					
	選定委員会委員(50音順、敬称略)(※は委員長)	神田 照美(東近江市スポーツ推進委員) 木村孝一郎(滋賀県教育委員会事務局教育総務課長) 豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学教授) 藤 崇之(公認会計士) ※安田 全男(滋賀県教育委員会事務局教育次長)																																					
	選定基準	別紙のとおり																																					
	審査経過	第1回選定委員会(平成24年10月19日開催) 申請要項の決定および選定基準の決定 第2回選定委員会(平成24年12月10日開催) 申請書類の審査、採点を行い、採点結果を基に指定管理者の候補者を選定																																					
審査結果	指定管理者の候補者	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団																																					
	評価結果および選定理由	○選定基準に基づく採点結果 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評価結果</th> <th>選定基準(1)</th> <th>選定基準(2)</th> <th>選定基準(3)</th> <th>選定基準(4)</th> <th>選定基準(5)</th> <th>選定基準(6)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>25.6/30</td> <td>53.0/65</td> <td>39.0/50</td> <td>80.2/110</td> <td>22.2/30</td> <td>12.0/15</td> <td>232.0/300</td> </tr> </tbody> </table> ※点数は各委員の平均値(300点満点) ○各委員の採点結果 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財団法人伊吹山麓青少年育成事業団</td> <td>283</td> <td>203</td> <td>229</td> <td>245</td> <td>200</td> <td>1,160</td> <td>232.0</td> </tr> </tbody> </table>							評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	選定基準(6)	合計		25.6/30	53.0/65	39.0/50	80.2/110	22.2/30	12.0/15	232.0/300	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団	283	203	229	245	200	1,160
評価結果	選定基準(1)	選定基準(2)	選定基準(3)	選定基準(4)	選定基準(5)	選定基準(6)	合計																																
	25.6/30	53.0/65	39.0/50	80.2/110	22.2/30	12.0/15	232.0/300																																
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																
財団法人伊吹山麓青少年育成事業団	283	203	229	245	200	1,160	232.0																																

○提示額一覧表

申請者	提示額
財団法人伊吹山麓 青少年育成事業団	2,767,000円

【選定理由】

県民の公平利用の確保に努めながら、利用者への利便性向上、安全確保に努めるなどサービス向上を図るとともに、次世代の選手育成に努めることとされている。

経費面では、米原市から受託している近隣の指定管理施設との一体的な管理による管理経費の効率的な執行を図るとされ、管理料の提示額は、2,767,000円となっている。

上記の結果、財団法人伊吹山麓青少年育成事業団を指定管理者の候補者として選定した。

選定基準、審査項目および審査内容

スポーツ健康課指定管理者選定委員会

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点：30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (配点：65)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点：50)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点：110)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。）
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点：30)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む）
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。
(6) その他の基準 (配点：15)	利用者のトラブル対応と要望の把握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。
	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。
	その他の取り組み	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	財団法人伊吹山麓青少年育成事業団	
代表者職・氏名	理事長 稲村 ・ 夫	
団体の所在地	滋賀県米原市春照77番地の2	
設立年月日	昭和54年1月23日	
資本金	-	
従業者数	平成24年4月1日現在	40人 (職員8人 臨職32人)
主たる業務内容	(1) 地域の青少年に関する研究調査 (2) 青少年体育施設の設置および運営 (3) 青少年研修施設の設置および運営 (4) その他目的を達成するために必要な事業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	平成19年度～平成21年度 (第1期) 指定管理者 平成22年度～平成26年度 (第2期) 指定管理者 米原市伊吹B&G海洋センター 伊吹第1・2グラウンド 伊吹山文化資料館・収蔵庫 平成19年度～平成23年度 (第1期) 指定管理者 平成24年度～平成28年度 (第2期) 指定管理者 伊吹葉草の里文化センター 平成20年度～平成22年度 (第2期) 指定管理者 平成23年度 (第3期) 指定管理者 平成24年度 (第4期) 指定管理者 滋賀県立伊吹運動場	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:スポーツ健康課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平24年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立伊吹運動場	財団法人伊吹山麓 青少年育成事業団	非公募	1	2,767	2,767	2,767	1,913	854	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービス向上のためのアンケートの実施、ニーズの把握 ・日常管理の確実な実施による利用者への信頼と安心の提供 ・総合型地域スポーツクラブの運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する米原市指定管理施設等との状況に応じた弾力的かつ効率的な管理運営の実施 ・不備箇所の早期発見、早期修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者対象事業を関連団体と連携して実施 ・県外からの利用促進を図るための自主事業や広域的大会の実施 ・国際大会等へ出場する次世代選手の育成